

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>只今より、第272回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には浮穴地区の阿部委員と、神和地区の福田委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第9号までの9件の議案が提出されております。</p> <p>それでは、議案第1号～第3号までを議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。令和8年2月25日～令和8年3月27日までに専決処理した案件は、第1号議案の4条届出が5件、第2号議案の5条届出が14件で届出内容は議案記載のとおりでございます。これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>引き続き、議案第3号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、農業経営基盤強化促進法により、令和7年2月1日に設定された賃借権です。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は、農業経営基盤強化促進法により、令和4年7月1日に設定された賃借権です。</p> <p>本件は、賃貸人が申し入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。解約後は第三者に譲り渡すとしており、後ほど、議案第4号「農地法第3条許可申請」において御審議いただくこととなっております。</p> <p>3番、本件は、農地法第3条により、昭和57年5月8日に設定された賃借権です。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、離作補償は無いとしております。</p> <p>なお、解約後は賃借人が購入するとしており、後ほど、議案第6号の「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について」において、御審議いただくこ</p>

山岡美明副主幹	<p>ととなっております。</p> <p>4番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしています。離作補償は無いとしております。</p> <p>なお、先月に開催した第271回総会の議案第3号農地法第18条第6項解約通知報告の5番の案件が保留となっておりますが、書類補正に時間が必要とのことで、合意解約通知の撤回願いが提出されましたので御報告します。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第4号を議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは、議案内容を御説明いたします。お手元に審査基準1号～6号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、あわせてご覧ください。</p> <p>まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件3件を、一括にて御説明いたします。</p> <p>6ページの2番、3番、7ページの7番の譲受人は新規農業者です。この度、申請地を取得して、新たに農業経営を始めたいとしております。</p> <p>本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして、その他の案件を御説明いたします。</p> <p>1番、譲受人は、農地約301アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、3番は、新規農業の案件です。</p> <p>4番、譲受人は、農地約112アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p>

山岡美明副主幹	<p>5番、譲受人は、農地約94アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>6番、譲受人は、農地約19アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>7番は、新規農業の案件です。</p> <p>8番、譲受人は、農地約12アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>9番、譲受人は、農地約1アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を借受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>10番は、申請書提出後に、譲渡人がお亡くなりになったため、一旦保留したいとの申し出があったことから、保留といたします。</p> <p>11番、譲受人は、農地約74アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>12番、譲受人は、農地約43アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、利便性の高い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>13番、譲受人は、農地約84アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>新規農業の案件は3件で、2番、3番、7番であります。</p> <p>2番、3番は、所在地が久谷地区であり、譲受人が同一人ですので、藤岡委員からあわせて説明をお願いいたします。</p>
藤岡正勝委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、久谷地区にお住まいで、この度、同地区内の農地を譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。これまで</p>

藤岡正勝委員	<p>も実家での農業経験があり、地区審査においても、農業に対する意欲が見受けられ、地域の担い手として活躍も期待できることから、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
寺井克之会長	<p>続きまして、7番は、所在地が拓南地区でありますので石井地区の戒能泰隆委員から説明をお願いいたします。</p>
戒能泰隆委員	<p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、拓南地区にお住まいで、この度、同地区内の農地を親族から譲り受け、新規に農業経営を始めるものです。</p> <p>譲受人は、高齢ではありますが、以前から実家での農業経験があり、今回取得する農地についても様々な季節野菜を栽培され、農業に対する意欲が見受けられたことから、これを了承しました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号を議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
山岡美明副主幹	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>1番は、申請人の都合により、保留となりました。</p> <p>2番、本件受人は、久米地区に本店を置き、中古車の販売や輸出を行う法人です。最近、業績が向上したことや、事務局が自宅と兼用となっているため、業務の効率化や改善が必要な状況です。そこで、新たに自動車小売店舗を開設し、同時に展示場を作りたいと申請に及んだもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p>

山岡美明副主幹	<p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件受人は、東京都に本店を置き、太陽光発電設備にて売電等を行う法人です。これまでも、全国で500件以上の太陽光発電設備を設置しています。</p> <p>この度、日照条件が良く、電気の引き込みも可能で、反射や騒音などの近隣住民への影響の少ない本申請地に、太陽光発電施設を設置したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、松山市役所久谷支所からおおむね500メートル以内に位置する農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、譲受人が、松山市以外で転用許可された案件の進捗状況や利用状況については把握できないことから、「太陽光発電施設での転用許可を受けた農地について、転用許可どおりに利用若しくは進捗されている場合に限る。」との意見を付して、愛媛県に送付したいと考えています。</p> <p>なお、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>4番、余土地区に本社を構え、福祉用具の販売や介護リフォーム事業等を行う法人です。現在、本社敷地内に駐車場がありますが、福祉用具の積み替えや運搬などを行うために広いスペースが必要であり手狭となっています。そこで、新たな露天駐車場を確保したいと申請に及んだものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>3番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で、所在地が久谷地区でありますので、藤岡委員から説明をお願いいたします。</p>
藤岡正勝委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は、主に太陽光発電システムの開発や売電事業を行う法人です。日射条件や立地条件に優れた申請地に、太陽</p>

藤岡正勝委員	<p>光発電施設を設置したいと申請に及んだものです。施行後の維持管理や防除被害についても、責任を持って対応し、地元住民への配慮も十分行うとのことですので、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付をいたします。</p> <p>次に、議案第6号を議題といたします。</p> <p>御審議をいただく前にお願いがございます。</p> <p>本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。</p> <p>法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
越智徹主査	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本議案は、松山市が農用地利用集積等促進計画において、中間管理機構を通して、権利設定及び所有権移転を行うため、農業委員会に意見を求められたものです。</p> <p>まず、10ページからの権利設定に関するものが24件、次に16ページからの所有権移転に関するものが5件ございます。</p> <p>10ページ1番の譲受人は、約210アールを耕作する農業法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>なお、本案件は、前回第271回総会で承認された後に貸借期間について誤りがあったことから、取下げとなり、今回再度申請されたものです。</p> <p>2番の譲受人は、約880アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>

越 智 徹 主 査

11 ページ 3 番、4 番、5 番の譲受人は、約 46 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権又は使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

なお、4 番の譲渡人は、令和 7 年 8 月 8 日に開催された第 264 回総会の議案第 5 号農地法第 3 条許可申請の 7 番で承認され、所有権を取得したものです。当初申請内容のとおり営農していたのですが、県外に居住する譲渡人の親族が、疾病により支援が必要な状況になり、当該譲渡人が支援しなければならなくなりました。そのため、予定していた営農ができない状況となったことから、この度、使用貸借権を設定するに至ったものです。

6 番は、書類不備により、本人保留となっております。後日、取下書が提出される予定です。

7 番の譲受人は、約 377 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

8 番の譲受人は、約 308 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

9 番、10 番、11 番、13 ページ 12 番の譲受人は、約 141 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権又は使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

13 番、14 番、15 番の譲受人は、約 175 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

16 番の譲受人は、約 184 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

17 番の譲受人は、約 69 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

18 番の譲受人は、約 61 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

19 番の譲受人は、約 516 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

20 番の譲受人は、約 67 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

21 番の譲受人は、約 95 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

22 番の譲受人は、約 235 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

23 番の譲受人は、約 120 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

越智徹主査	<p>24番の譲受人は、約197アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>16ページからは所有権移転になります。</p> <p>25番の譲受人は、約67アールを耕作する農業者で、田及び農業用倉庫が建つ宅地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>26番の譲受人は、約236アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>なお、本案件は、前回第271回総会において取り下げられた案件で、今回再度申請されたものです。</p> <p>27番の譲受人は、約97アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>28番の譲受人は、約98アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>29番の譲受人は、約47アールを耕作する農業者で、田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>今後、この農用地利用集積等促進計画（案）を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を決定した後に、松山市がこれを認可し、公告することが予定されています。</p> <p>貸借権等の権利の開始は令和8年6月1日の予定です。</p> <p>また、所有権移転の移転時期は令和8年5月29日の予定です。</p> <p>所有権移転は、売り手から中間管理機構に権利を移転し、その後、中間管理機構から買い手に所有権移転を行うものです。</p> <p>また、それぞれの所有権移転について、認可公告、代金の受け渡し、登記手続きが必要になるため、移転時期はこのようなとなっております。</p> <p>御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>

寺井克之会長	次に、議案第7号を議題といたします。事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>令和8年2月25日～令和8年3月27日までに、専決処理した案件は20件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号を議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
越智徹主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日、御審議いただく案件は、1件で、東中島地区の案件でございます。私から状況を説明した後、地元委員から補足説明をいただき、農地に該当するか否かについて御審議をお願いいたします。</p> <p>対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査により、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくこととなりました。</p> <p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしておりますので、ご覧ください。</p> <p>本案件は、令和8年3月3日に土地所有者から農業委員会事務局に、非農地判断を依頼してきたものです。</p> <p>現地調査については、令和8年3月17日に所在地である東中島地区の松村博信委員、徳山年春推進委員、西中島地区の森政彦推進委員、神和地区の福田信次委員に事務局職員も同行し、現地調査を実施しました。</p>

越智徹主査	<p>2ページは、対象地を記載した位置図です。</p> <p>3ページは、登記簿の写しです。</p> <p>4ページは、公図の写しです。</p> <p>5～6ページは、写真撮影方向、対象地を撮影した写真です。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>1番は、所在地が東中島地区でありますので松村委員から説明をお願いいたします。</p>
松村博信委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和8年3月17日に、私と東中島地区の徳山年春推進委員と西中島地区の森政彦推進委員と神和地区の福田信次委員と申請者と事務局職員とで現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、東中島地区の中島大浦3423番1です。</p> <p>申請地は、申請者が平成元年3月24日に生前一括贈与により取得し、営農していましたが、平成20年に父親が死去した頃から、元々進入路が山林の中を通る山道しかなかったため、運搬手段は人力しかなく営農不能となりました。さらに、急斜面である上、日当たりが悪いことも重なり、耕作できなくなり荒廃しました。</p> <p>そのため、農地として復元することは、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断しました。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>最後に、議案第9号を議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
越智徹主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>国は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」これに係る令和8年度の目標を、4月末までに公表し報告することとしております。</p> <p>そこで、「令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について」、本総会でお諮りするものです。</p> <p>31ページのローマ数字のⅠ、「農業委員会の状況」をご覧ください。「1の農業委員会の現在の体制」です。令和8年4月1日現在、農業委員は23名です。そのうち認定農業者の方は現在11名いらっしゃいます。また、認定農業者に準ずるものが2名、中立委員は1名となっております。また、農地利用最適化推進委員の担当地区数は、36地区あり23名で担っております。</p> <p>中段の2、「農家・農地等の概要」をご覧ください。左側及び真ん中の表については、農業センサスの数値を記入することとなっております。農林業センサス2025の数値がまだ公表されておられませんので、前年と変更はありません。右側の各経営体数については令和8年4月1日現在記載のとおりとなっております。</p> <p>また、下の表の耕地面積は、耕地及び作付面積統計により、標記のとおりとなっております。</p> <p>ページが変わりまして、32ページのローマ数字のⅡ、「最適化活動の目標」をご覧ください。「1最適化活動の成果目標」の(1)の農地の集積の①現状及び課題は、これまで1,915ヘクタールが集積され集積率では37.9パーセントとなっております。課題としては、「認定農業者等の農業を担う者に農地の集積が進んでおり、農業経営の拡大を図る者がいる一方で、農業従事者の高齢化及び減少の影響が出ている。担い手の育成を図り、農地の利用集積を促進することが必要である。」としています。次に②の目標は、令和5年9月に改正されました松山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、農地の集積の目標年度を令和15年度とし、集積率についても40パーセントを目指します。</p> <p>また、今年度の新規集積面積については13ヘクタールを目標とします。</p> <p>次に、「(2)遊休農地の解消」の①の現状及び課題は、1号遊休農地は7ヘクタールで、課題としては、「利用意向調査において農地中間管理機構への貸付を希望される所有者が多いが、機構の借り受け要件を満たさないことから遊休農地の解消に繋がりにくい。」としています。</p>

越 智 徹 主 査	<p>次に、②の目標の「ア既存遊休農地の解消」については、令和3年度の利用状況調査で判明した面積について解消していきますので、「令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地」6ヘクタールに対し「緑区分の遊休農地の解消目標面積」は1.2ヘクタールとなります。</p> <p>また、一番下の「イ新規発生遊休農地の解消」については1.0ヘクタールとします。</p> <p>ページが変わりまして、次に33ページをご覧ください。</p> <p>(3) 新規参入の促進の①現状及び課題は、令和7年度が55経営体、13.3ヘクタールとなっており、課題は、担い手の高齢化や後継者不足により農業の担い手は減少している。一方で新規就農者や農業経営の拡大を図る者がいることから、各経営体の実情に合わせた農業経営を行えるような農地等の確保が必要であるとしています。</p> <p>次に、②の目標の「権利移動面積」は、令和7年度が13ヘクタールで、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」は0.0ヘクタールとなっておりますが、正しくは1.6ヘクタールです。修正をお願いいたします。</p> <p>次に、「2最適化活動の活動目標」の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、1人当たりの活動日数を、昨年と同様に毎月8日とします。</p> <p>その下の「(2)活動強化月間の設定目標」の回数は1回で、8月～10月までの3か月間を遊休農地の解消に取り組むこととし、利用状況調査の実施及び農地所有者への声掛け等を行います。</p> <p>次の「(3)新規参入相談会への参加目標」は、地区審査など年間を通して新規就農者への相談を行うこととし、参加回数を1回としています。</p> <p>以上が、令和8年度最適化活動の全体目標となります。</p> <p>この全体目標における各地区の委員の一人一人に対する、令和8年度の成果目標については、「令和8年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」シートを作成して、5月29日金曜日に開催を予定しております第274回の全体総会にて個別にお渡しするとともに、改めて御説明させていただく予定です。</p> <p>説明は以上となります。</p>
寺 井 克 之 会 長	<p>以上で、説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 (案)の部分の削除をお願いいたします。</p> <p>これにて、本日の提出議案9件の審議は全て終了いたしました。 次に、事務局から連絡事項等あればお願いいたします。</p>
<p>渡部純三局長</p>	<p>今回の人事異動について事務局職員に異動がございましたので、御報告いたします。</p> <p>転出となった職員は、2名いらっしゃいます。次長の相原英明が、水資源対策課長に転出となっております。会計年度職員の山本英紀が環境・ゼロカーボンシティ推進課まつやま Re・再来館にそれぞれ転出しております。</p> <p>次に、転入となった職員を御紹介いたします。地域学習振興課から船草康司主幹が事務局次長として配属されております。</p> <p>2人転出して1人転入で、職員数は1名減って合計10名となっております。</p> <p>今回、お手元の資料で配布されています事務局の配席図と各地区の担当割の表をお渡ししております。御確認いただけたらと思います。</p> <p>今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>山岡美明副主幹</p>	<p>続きまして、昨年度実施しました農地転用追跡調査についての御報告をさせていただきます。</p> <p>お手元に「令和7年度農地転用追跡調査結果報告について」というA4サイズで裏表の資料をご覧ください。</p> <p>令和5年度中に農地法第4条及び第5条の許可を得た土地、68件のうち、転用確認が終わっていない15件について、令和7年12月1日～17日に追跡調査を行いました。調査の結果、転用目的どおり供されていたものが4件、造成済で未利用地であったり、目的外利用・都市計画法違反等問題があるものが11件、農地もしくは農地のままで不耕作のものは0件でした。</p> <p>これらについては、早急な転用確認申請がなされるよう、今後指導していきたいと考えていますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>

越智徹主査

私から、連絡事項が4点ございます。

1点目は、委員の改選ですが、4月1日から推薦書及び応募書の受付を始めております。4月9日現在、14名の推薦及び応募を受け付けています。4月15日までに推薦及び応募があったものは、4月17日に中間報告を農業委員会事務局のホームページで行う予定としています。御確認いただければと思います。最終受付は4月30日木曜日午後5時までで、郵送の場合は4月30日の消印有効となっております。推薦を受けられる方、応募される方は、書面の出し忘れがないようお願いいたします。

2点目は、報酬の増額についてです。お配りしております「委員報酬額の改定について」をご覧ください。市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例が改正され、委員報酬が増額となりました。記載のとおり、4月21日振込分から、増額になりますので、御確認をお願いいたします。

3点目は、令和8年度事務局職員の座席表と地区担当表を両面で印刷し、お配りしております。連絡や問合せ等に御活用ください。

最後に、次回の総会の日程についてです。

通常総会となります第273回総会は、令和8年5月11日月曜日午前10時30分から、こちらの会議室で開催する予定ですのでよろしくお願いいたします。

なお、ゴールデンウィークに伴い、議案書が手元に届くのが遅くなるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

以上です。

以上をもちまして、本日の第272回総会を閉会いたします。

寺井克之会長

御起立を願います。礼。

渡部純三局長

午前11時06分閉会

議事の正確を期するため署名する。